

公害紛争処理の手引き

—公害審査会制度を中心として—

令和8年9月

大阪府公害審査会事務局

目 次

1 公害紛争が発生した場合の法的な解決方法について

- (1) 公害紛争の解決手段のあらまし・・・・・・・・・・・・・・・・ 1
- (2) 公害審査会と公害等調整委員会について・・・・・・・・ 2
- (3) 公害審査会と裁判所について・・・・・・・・・・・・・・ 3

2 公害審査会について

- (1) 公害審査会の概要について・・・・・・・・・・・・・・・・ 4
- (2) 公害審査会の取り扱う公害紛争について・・・・・・・・ 4
- (3) 調停、あっせん、仲裁について・・・・・・・・・・・・ 4
- (4) 調停等の申請者について・・・・・・・・・・・・・・・・ 6
- (5) 各手続きの申請手数料について・・・・・・・・・・・・ 6
- (6) 調停の進行について・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 8
- (7) 調停の申請の仕方について・・・・・・・・・・・・・・ 9

調停申請書の記入例・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 11

意見書の記入例・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 14

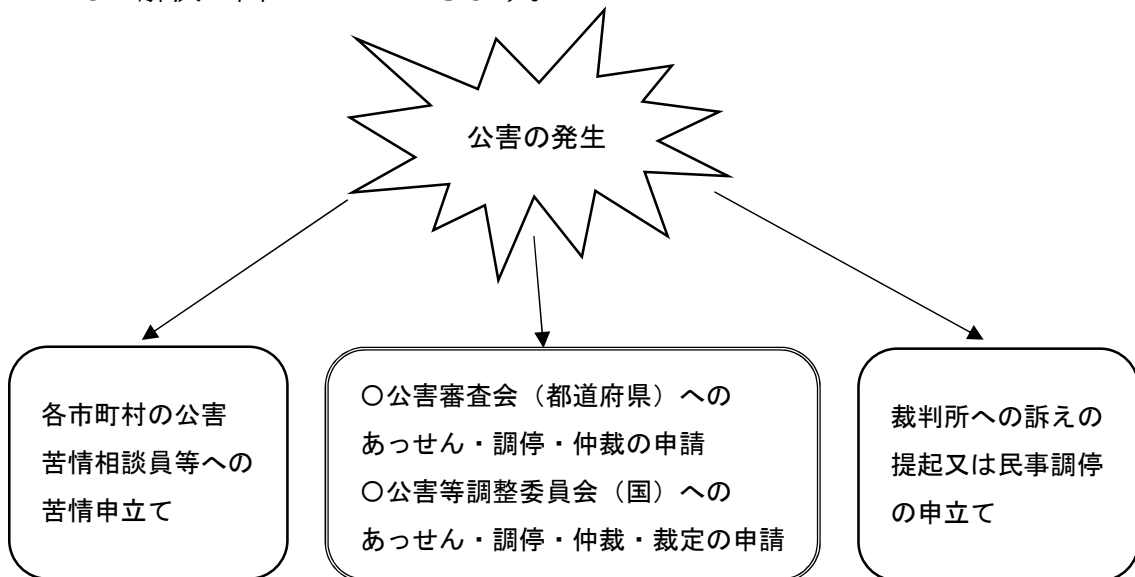
様 式 集・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 16

公害調停事件の主な流れ・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 20

1 公害紛争が発生した場合の法的な解決方法について

(1) 公害紛争の解決手段のあらまし

公害について紛争が発生した場合、当事者は次のような手段に訴えて、その解決を図ることができます。



① 公害苦情相談は、被害の生じた場所にある市町村の公害担当窓口で行っています。苦情を受けた相談員等は、被害者と加害者からそれぞれに被害や加害の実情を聴取し、現場で騒音や振動値を測定するなどして事実を十分に把握します。その上で加害者に公害防止の対策を指導するなどして紛争の解決に努めています。この各市町村の行う公害苦情相談は、被害者の身近にあって気軽に利用のできる紛争解決のための制度となっています。

② 公害審査会及び公害等調整委員会は、公害紛争処理法に基づき設置され、弁護士や学識経験者などの有識者から構成された調停委員会等が、中立的な立場で当事者の間に立ち、話し合いを進め紛争解決を図ることを目的としています。公害審査会はこの目的のためにあっせん、調停、仲裁の手続きを行っています。この手引きでは、調停の手続きを中心にその内容を詳しく説明します。

- ③ 裁判所への訴えの提起は、裁判所が被害者の訴えの適否を法令に照らして判断し、当該紛争の強制的な解決を目指すものであり、裁判所への調停の申立ては、調停委員が当事者の間に立って話し合いによる解決を図ろうとするものです。

(2) 公害審査会と公害等調整委員会について

行政機関による公害紛争処理機関として、各都道府県に公害審査会が、国に公害等調整委員会が置かれています。その地域において生じた公害紛争は、基本的には公害審査会が取り扱いますが、これらの紛争のうちでも後述するような重大な内容を持つ紛争や責任裁定などの特別な解決方法を求める紛争については、公害等調整委員会が取り扱うことになっています。

- ① 公害審査会は、その地域で生じた典型7公害（後述、2公害審査会について（2）参照）に関する公害紛争について、あっせん、調停、仲裁の手続きを行っています。

- ② 公害等調整委員会は、典型7公害のうち、水俣病やイタイイタイ病に代表される重大な健康被害に関する紛争、大気汚染、水質汚濁による動植物などの被害で、その被害総額が5億円以上の紛争、航空機及び新幹線の騒音に関する紛争など重大な内容の紛争について、あっせん、調停、仲裁の手続きを行うこととされています。

また、公害等調整委員会は、あっせん等の他に原因裁定と責任裁定の手続きを行っています。原因裁定とは、公害紛争における因果関係の存否（その被害が加害者とされる者の行為によって生じたものであるかどうか）を判断するものであり、責任裁定とは、公害紛争について損害賠償責任の有無、及び賠償すべき損害額を判断するものです。

(3) 公害審査会と裁判所について

① 公害審査会の手続きは、裁判所の手続きに比べて、簡易で弾力的に運用

されており、紛争の迅速な解決が図られることになっています。また、調停委員会は、当事者の意見聴取をはじめ、文書又は物件の任意的収集、現地調査その他の事実の調査により、被害の実態を把握する体制がとられています。

さらに、多種多様な公害事案の解明に必要とされる専門的知識については、公害審査会に各専門家を任命し、対応できる体制を図っています。

手数料についても裁判手続きに比べて低廉であり、当事者の経済的負担の軽減が図られています。

② 裁判の場合は、判決により、あるいは和解などにより紛争の終局的な解決が図られますが、公害審査会による紛争の解決は、話し合いによる合意の形成を目指すものなので、結果的に当事者双方の合意が得られない場合には手続きは打ち切りになります。

2 公害審査会について

(1) 公害審査会の概要について

公害審査会は、各都道府県において設置することができるとされ、大阪府では知事の附属機関として、昭和45年11月にこれを設置しました。

大阪府の公害審査会は、弁護士、学識経験者など15名の委員で構成されています。委員は府議会の同意を得て、知事が任命することになっています。

(2) 公害審査会の取り扱う公害紛争について

公害審査会で取り扱う「公害」とは、環境基本法第2条第3項に規定される「事業活動その他の人の活動に伴って生ずる相当範囲にわたる大気の汚染、水質の汚濁、土壌の汚染、騒音、振動、地盤の沈下及び悪臭（「典型7公害」）によって、人の健康又は生活環境に係る被害が生じること」とされています。また、紛争として取り扱う公害は、必ずしも現在生じている被害に関するものである必要はなく、将来生ずるおそれのある被害に関するものでもかまいません。

なお、日照、通風、眺望などの阻害や電波障害など典型7公害以外を原因とするものについては、公害審査会の紛争の対象として取り扱いません。ただし、典型7公害とともに典型7公害以外の被害も含む場合で、包括的に紛争を解決する必要がある場合は、一体的に処理する場合があります。

(3) 調停、あっせん、仲裁について

公害審査会は、調停、あっせん、仲裁の手続きを行っています。これら手続きは当事者のプライバシー保護や円滑な制度運営の必要性等から、法律により非公開とされています。以下、調停、あっせん、仲裁の順序で説明します。

① 調 停

調停は、公害審査会委員の中から３名の委員が調停委員会を構成して行っています。調停委員会は、調停期日において被害者から被害の実態や損害の程度などを、相手方からはこれに対する反論などを聴取し、当事者の主張内容や事実関係を明らかにして、公平で当事者双方に納得のいく解決策を探ります。その上で、これに基づいて当事者双方を説得し、あるいは調停案を提示するなどしてお互いの合意点を見いだすよう努力します。これらの手続きは原則として当事者から別々に事情を聴取することにより進められますが、円滑な進行のため双方同席の下で事情を聴取する場合もあります。その結果、当事者双方に納得のいく解決策が見つければ、調停成立となります。

なお、調停委員会は、当事者の合意が得られることが困難な場合であっても相当と認めるときは、調停案を作成し、当事者に対してその受諾を勧告することがあります。

また、調停が成立したにもかかわらず、当事者の一方が合意した義務を履行しないときは、調停委員会は当事者の申し出により義務の履行状況を調査したり、履行に関する勧告をして義務者に履行を促すことができます。

② あっせん

調停は、調停委員会が主体となって話し合いを進める制度ですが、あっせんは当事者が主体となって当事者自身の努力による自主的解決を期待する制度であり、あっせん委員は当事者の話し合いを側面から援助します。したがって、当事者が自分達で積極的に話し合い、お互いに譲り合って紛争を解決しようという気持ちを持たない場合には、あっせんの申請を行うのは適当とはいえません。

あっせんは公害審査会委員の中から選ばれた３名以内のあっせん委員が行います。

③ 仲 裁

仲裁は、紛争当事者の双方が裁判所に訴える権利を放棄し、紛争の解決を公害審査会委員の中から選ばれた３名の仲裁委員からなる仲裁委員会に委ね、その判断に従うことを約束（仲裁契約の締結）することによって行われます。

仲裁の申請に基づいて仲裁判断がなされると、それは確定判決と同一の効力を持ちます。

（４）調停等の申請者について

公害の被害者に限らず、加害者からも申請できます。

（５）各手続きの申請手数料について

① 調 停

調停の申請手数料は調停を求める事項の価額によって決まります。例えば、損害賠償を求める場合は、その損害賠償額が求める事項の価額になり、申請手数料は、次頁の【算定方式】により算出します。

また、価額が算定できない場合、例えば騒音、振動の差止める行為などを求める調停の場合には、価額を５００万円として手数料を算定します。

したがって、この場合必要な手数料は３，８００円です。

この手数料は、納付書により金融機関の窓口又はキャッシュレス決済での納付となります。

なお、当該手数料は、調停を実施するための手数料ですので、納付された申請手数料については、調停の成否、申請の取下や却下の如何にかかわらず返金いたしません。

【算定方式】

- i) 調停を求める事項の価額が100万円まで・・・・・・・・・1,000円
- ii) 調停を求める事項の価額が100万円・・・・・・・・・その価額1万円
を超え1,000万円までの部分 までごとに7円
- iii) 調停を求める事項の価額が1,000万円・・・・・・・・・その価額1万円
を超え1億円までの部分 までごとに6円
- iv) 調停を求める事項の価額が1億円・・・・・・・・・その価額1万円
を超える部分 までごとに5円

<申請手数料早見表>

調停を求める 事項の価額	手数料	調停を求める 事項の価額	手数料
50万円	1,000円	900万円	6,600円
100万円	1,000円	1,000万円	7,300円
200万円	1,700円	2,000万円	13,300円
300万円	2,400円	3,000万円	19,300円
400万円	3,100円	4,000万円	25,300円
500万円	3,800円	5,000万円	31,300円
600万円	4,500円	6,000万円	37,300円
700万円	5,200円	7,000万円	43,300円
800万円	5,900円	8,000万円	49,300円

※上記、早見表の手数料は、調停を求める事項の価額に応じて、算定方式の
定めるところにより算出して得た額となります。

② あっせん

あっせんの申請手数料は無料です。

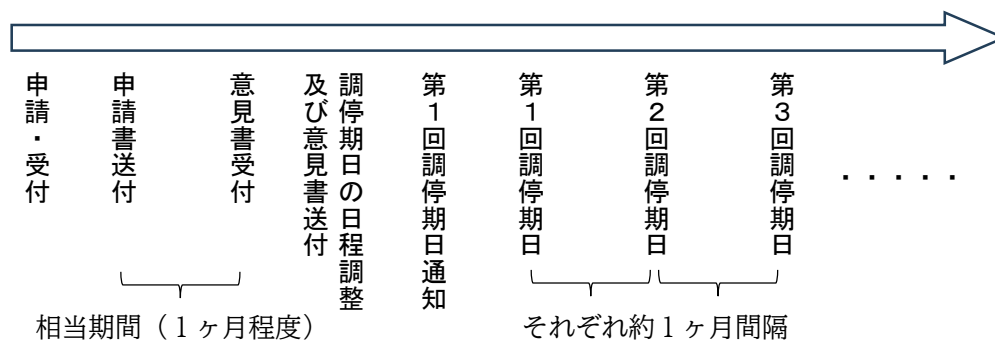
③ 仲 裁

仲裁の申請手数料の定め方等については、調停の場合と同様ですが、その額は異なります。詳細は、大阪府公害審査会事務局へお問い合わせください。

※なお、これらの手数料の納付が経済的に困難であると認められる場合、手数料を減免し、または納付が猶予されることがあります。
詳細は、大阪府公害審査会事務局へお問い合わせください。

(6) 調停の進行について

調停申請を受付し申請手数料納付確認後、公害審査会は申請者の相手方（以下、「被申請人」という。）に対して申請書を送付するとともに、その申請の内容に反論する機会を与えるため、相当期間（通常1ヶ月程度）を置き、意見書（記入例参照）の提出を求めます。意見書受付後、申請者（以下、「申請人」という。）に対して当該意見書を送付するとともに、当事者双方と期日の日程調整を行った上で調停期日を通知し、当事者双方を呼び出して話し合いを開始します。第1回調停期日以降は、原則として開催された期日において次回期日の日程を調整し、進行させることになります。期日の間隔は、状況によって異なるので一概には言えませんが、概ね1ヶ月間隔で進められます。



(7) 調停申請の方法について

調停は書面によって申請することとされています。申請書には次の事項①～⑥を記載して正本1部、副本4部の計5部を提出してください。ただし、相手方である被申請人が複数の場合は、その人数分だけ副本を追加してください（調停申請書の記入例参照）。

① 当事者の氏名及び住所

申請人及び被申請人全員（公害審査会が相手方を探し出して特定することとはできません。）を記載することとし、多数のときは「別添当事者目録のとおり」と記載し、当事者目録を添付してください。当事者が法人であるときは、その名称と本店の所在地を記載し、あわせて法人代表者の氏名を記載してください。

また、申請人が多数であるために、代表者を選出した場合は代表者選定書（様式例①）を提出する必要があります。

② 代理人の氏名及び住所

代理人を選任した場合は委任状が必要です（様式例②又は③）。本人が未成年者のときは法定代理人を立てる必要があります、この場合は戸籍謄本等代理人の資格を証明する資料を提出する必要があります。

また、弁護士以外の者が代理人になろうとするときは、調停委員会の承認が必要となりますので、代理人承認申請書（様式例④）を提出して、その承認を得なければなりません。

③ 公害の発生する事業活動の行われた場所及び被害の生じた場所

例えば「〇〇市〇〇町〇番〇号に所在する被申請人所有の工場」などのように加害行為地（公害審査会が公害の発生源を探し出して特定することはできません。）を記載します。被害の生じた場所は現に被害の生じている場所を記載します。

④ 調停を求める事項

例えば「被申請人は工場の外壁に防音壁を設置しなければならない。」などのように、申請人が被申請人に対して求める行為の内容を記載します。

⑤ 理由及び紛争の経過

公害の発生原因や調停を求めるに至った理由及び当事者双方の現況、当事者間のこれまでのやりとりや関係機関との調整状況の経過を詳細に記載します。

⑥ 申請年月日

調停を申請する年月日を記載します。

(調停申請書の記入例)

年 月 日

調 停 申 請 書

大阪府公害審査会 様

住 所 ○○市○○区○○町○番○号

○○法律事務所

氏 名 申請人代理人弁護士 ○○ ○○

電 話 00-0000-0000

FAX 00-0000-0000

公害紛争処理法第26条第1項の規定に基づき、下記のとおり調停の申請をします。

記

1 当事者の氏名（名称）及び住所

申 請 人 住所 △△市△△町△番△号

氏名 △△ 太郎

住所 同上

氏名 △△ 花子

住所 同上

氏名 △△ 幸子

上記代理人 住所 ○○市○○区○○町○番○号

氏名 ○○法律事務所

申請人代理人 弁護士 ○○ ○○

被 申 請 人 住所 □□市□□区□□町□番□号

氏名 株式会社□□

代表取締役 □□ □□

2 公害に係る事業活動の行われた場所

上記被申請人住所の所在する工場

3 被害の生じた場所

上記住所に所在する申請人ら宅

4 調停を求める事項

- (1)被申請人は、騒音について規制基準内にとどまるよう防音壁を設置するなどの対策を講じなければならない。
 - (2)被申請人は、振動についてこれを軽減する措置をとらなければならない。
 - (3)被申請人は、操業時間を午前9時から午後5時までとしなければならない。
 - (4)上記措置をとらない場合は、半年の猶予期間後、工場を移転しなければならない。
- との内容の調停を求める。

5 理由

被申請人の工場内にあるボイラー、モーター、コンプレッサー等の稼働に伴う騒音及び振動により、申請人宅に敷居の沈下、壁の剥離などの被害が生じ、申請人らは、会話や電話、テレビ、ラジオの聞き取りにも不自由を感じるなど日常生活に支障をきたすようになったため。

6 紛争の経過

- (1)申請人△△太郎と△△花子は夫婦であり、申請人△△幸子はその母親である。申請人らは上記申請人の住所に同居している。
- (2)被申請人会社は、機械製作を業とする株式会社であり、令和○年○月頃、上記住所に工場を設置した。
- (3)被申請人会社は、稼働当初は、設備が小さかったためか、それほど騒音、振動を発生させていなかった。ところが、令和○年○月、被申請人会社は、工場内に増設工事を行い、機械製作のためのボイラー、モーター、コンプレッサー等を備え付けた。また、この増設工事後、それまでの午前9時から午後5時までの稼働時間を3時間延長し、午後8時までとするようになった。
- (4)このため、増設工事後、被申請人工場の操業により騒音、振動が激しくなり、敷居の沈下、壁の剥離などの被害が生じ、申請人らは、会話や電話、テレビ、ラジオの聞き取りにも不自由を感じるなど日常生活に支障をきたすようになってきた。
- (5)そこで申請人らは、令和○年○月、被申請人会社に対しその対策を要望したが、被申請人会社は言を左右して誠実に対応しようとしなかった。
- (6)申請人らは、本年○月、〇〇市役所の公害相談員に実情を説明し、本年○月○日、申請人らの立会いのもとで、申請人らと被申請人の境界線上等において、騒音、振動値の測定を行ったが、その結果、振動は規制基準値内であったが、騒音については規制値を超えていた。

- (7)しかし、申請人らは、騒音に限らず振動による被害も大きいことから、公害相談員を通じて被申請人に対し、上記測定値を示しながら対処方を要望した。
- (8)本年〇月〇日、相談員立会いの下で、申請人らと被申請人間の話し合いが行われたが、被申請人は騒音については何らかの対策を講ずる旨述べたが、振動については規制基準値内であることを理由に対応できないと回答した。
- (9)申請人らは、それでは何の解決策にもならないと考えたので、この日以後３回の話し合いを重ねて振動に対する対策も要求したが、被申請人会社は上記回答に固執し、本年〇月〇日の最終話し合いで決裂状態となったので、本件調停申請に及んだものである。

以上

(意見書の記入例)

年 月 日

意 見 書

大阪府公害審査会 様

□□市□□区□□町□番□号

株式会社□□

代表取締役 □□ □□

令和○年(調)第○号○○○○○事件について、被申請人は次のとおり意見書を提出する。

記

- 1 当事者及び公害にかかる事業活動の行われた場所について
上記に関する記載については特に争わない。
- 2 調停を求める事項について
調停を求める事項(2)、(3)及び(4)についてはこれに応じたい。
- 3 理由及び紛争の経過について
 - (1)理由のうち一定程度の騒音及び振動が発生している事実についてはこれを認める。
それ以外については不知。
 - (2)紛争の経過のうち(1)、(2)、(3)、(7)及び(8)についてはこれを認める。
 - (3)紛争の経過のうち(4)については不知。
 - (4)紛争の経過のうち(5)、(6)及び(9)についてはこれを争う。
- 4 対応等の経過について
 - (1)本年○月○日、申請人らは被申請人会社の事務室を訪れ、工場の騒音、振動がひどく、生活上に支障が生じているとして何らかの措置を取るよう要求した。
 - (2)そこで、被申請人会社は、翌日市役所に赴き、公害担当課の相談員に実情を説明したところ、本年○月○日に申請人らの立会いのもとで騒音、振動の測定を行うことになった。その結果は、申請人ら主張のとおりである。
 - (3)被申請人会社は、この結果から、騒音については対策をとることを決定し、申請人らとの話し合いに臨んだが、申請人らは騒音よりもむしろ振動の方が生活被害に大きく影響しているとして、被申請人会社の回答では満足しないとの態度に終始した。被申請人会社は、振動については規制基準値内ではあるが、本年から操業時間を延長したこともあるので、モーターとコンプレッサーに防振ゴムを接着すると同時に、防音設備については、専門業者の見積りを取り、被申請人会社の申請人ら側壁面に防音壁を設置することとした。防振ゴムの接着工事は本年○月○日に行ったが、防音壁は種々の事情から手続きが遅れており、本年○月○日より工事に着手することとしている。

5 被申請人の主張

上記紛争の経過において述べたように、申請人らの主張する防音壁の設置は本年○月○日から工事に着手することとしたい。

この工事によって、騒音値は規制基準の範囲内に留まることになる。振動については、その数値が規制基準内に留まっていることに加え、今回、防振ゴムを施したことによって申請人らの受忍限度内となったと考えられる。

また、稼働時間は、当面申請人らの要求するように午前9時から午後5時までとするが、防音壁設置後は午後7時まで延長する。

以上

様式例①) 代表者選定書

代 表 者 選 定 書

年 月 日

住 所

氏 名

電 話

FAX

年 月 日付けで申請した申請人 と被申請人 との
間の公害調停事件について、下記の者を公害紛争処理法施行令第3条第1項に規定
する代表者に選定します。

記

住 所

電 話

FAX

氏 名

様式例②) 委任状 (弁護士に委任する場合)

委 任 状

年 月 日

住 所

申請人

電 話

F A X

年 月 日付けで申請した申請人 と被申請人 との間の
公害調停事件について、下記の者を代理人に選任し、申請の取下げ、調停案の受諾及
び代理人の選任を含む一切の行為をする権限を授与します。

記

所属する弁護士会の名称

事務所の所在地

事務所の名称

電 話

F A X

氏 名

様式例③) 委任状 (弁護士以外の方に委任する場合)

委 任 状

年 月 日

住 所

申請人

電 話

FAX

年 月 日付で申請した申請人 と被申請人 との
間の公害調停事件について、下記の者を代理人に選任し、申請の取下げ、調停案の受
諾及び代理人の選任を含む一切の行為をする権限を授与します。

記

住 所

電 話

FAX

氏 名

様式例④) 代理人承認申請書

代 理 人 承 認 申 請 書

年 月 日

大阪府公害審査会調停委員会 様

申請人

年 月 日付けで申請した申請人 と被申請人 との
間の公害調停事件について、下記の者を代理人に選任したいので、承認を求めます。

記

住 所

電 話

F A X

氏 名

職 業

当事者との関係

代理人として適当な理由

※添付書類：委任状

《公害調停事件の主な流れ》

時期	当事者	調停委員
当初	○調停申請	○会長、関係者へ報告 ⇒会長が調停委員を指名(3名)
約 1 ヶ月後	○被申請人から意見書提出 (調停期日の日程調整)	(調停期日の日程調整)
約 2 ヶ月後	○第 1 回調停期日へ出席 (双方、交互に意見陳述) (現地調査の実施について要望等があれば申出※) ※当事者双方の合意が必要	○第 1 回調停期日を開催 (以後は、調停の最後に次回日程を調整し、決定する。)
約 3 ヶ月後	○調停期日(現地確認)の立会 【調停委員が必要と判断した場合】 (意見書や回答書等の提出)	○調停期日(現地確認)を開催 【調停委員が必要と判断した場合】
以後約 1 ヶ月 毎に期日開催	○調停期日へ出席 (意見書や回答書等に基づき相互に意見陳述)	○調停期日を開催
約 1 年後	○調停の終結 〔調停調書の受理、打切の承諾又は取下書の提出等〕	○調停の終結 〔調停の成立、打切り又は取下書の受理等〕
(事後処理)	※義務履行の勧告申請等	※義務履行の勧告等

※時期や調停期日の開催回数については、目安を示したものであり事案ごとに異なります。